

令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業実施要綱

令和5年10月26日5保医感一第713号

(目的)

第1条 この要綱は、都内医療機関が新型コロナウイルス感染症患者を積極的かつ確実に入院受入を行うことを支援することで、都内の幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この要綱に基づき、都は、以下の事業を実施する。

(1) 病床確保支援事業

ア 内容

感染状況に応じて新型コロナウイルス感染症患者を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び個人防護服を補助することで、必要な病床数を確保する。

イ 対象施設

「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づき都が策定する「移行計画」において病床を確保する医療機関

(2) 院内感染発生医療機関支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関に対して病床確保料及び個人防護服を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入を促進する。

イ 対象施設

都内の新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関

(実施期間)

第4条 第3条に掲げる各事業の実施期間は、次のとおりとする。

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

(事業の決定)

第5条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、

基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。